

○石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入業務受託候補者

プロポーザル選定委員会設置運営要綱

(設置)

第1条 石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入業務受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定を公募型プロポーザル方式により適正かつ公正に行うため、石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム等導入業務受託候補者プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 企画提案内容の審査に関する事項
- (2) 契約の相手方となる受託候補者及び順位の決定に関する事項
- (3) その他契約の相手方の選定に関して必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は議会改革特別委員会委員長を、副委員長は議会改革特別委員会副委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(代理出席等)

第5条 委員は、やむを得ない事情により選定委員会の会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、選定委員会の会議に出席する代理者は、委員とみなす。

- 2 委員は、選定委員会の会議に出席できないとき、前項の規定により代理者を出席させようとするとき又は遅参しようとするときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(選定方法)

第6条 選定方法は、応募事業者の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングを行った上で、評価基準表に基づき審査するものとし、その結果、選定委員全員の合計評価点が最も高

い提案をした者を受託候補者として決定する。ただし、委員の中で、当該事業者の評価点が6割に満たない者があるときは、協議により決定する。

- 2 前項において、選定委員の合計評価点が同点の場合は、選定委員による多数決により決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、応募事業者が単独の場合において、選定委員全員による当該事業者の評価点の合計が、配点の合計の6割に満たないときは、受託候補者として決定しない。
(会議の非公開)

第7条 選定委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	議会改革特別委員会委員長
副委員長	議会改革特別委員会副委員長
委員	議会事務局次長 企画部DX課長 総務部総務課長